

1987 年 6 月 15 日のウマ種の動物の輸入条件

II 一般規定

- 1 次の各条件は、ウマ、小格馬（ポニー）、ロバ、ラバ及びケッティに対して適用されるものである。これらは以下においては、簡略化され全てウマとして表わされている。

III 輸入申請及び輸入許可

- 4 輸入を行うためには、連邦獣医庁（B V E T）の獣医警察上の許可及び連邦農業庁（B L W）の経済上の許可を必要とする。これらの許可は、共通の書式用紙を使用して授与される。（B L W / B / 1 0 4）
- 5 申請用紙（連邦農業庁（B L W）で入手することができる。マッテンホーフ通り 5, 3 0 0 3 ベルン）は、連邦農業庁（B L W）、あるいは連邦獣医庁（B V E T）に対して輸入業者が次のような記載を行った上で提出する。
 - a) 申請者の氏名及び住所
 - b) 輸入動物の数、性別及び年齢
 - c) 発送人の氏名及び住所、原産地
 - d) スイスの入国税関
 - e) 予定している輸入の日付
 - f) 検疫所の申請（特定のヨーロッパ外の諸国より輸入するウマに対してのみ、第 1 7 項より第 2 0 項まで参照のこと）

- 6 連邦獣医庁（B V E T）は、獣医警察上の輸入許可を到着地を所轄する州獣医と強力して授与する。申請用紙は、引き続き経済上の輸入許可を授与するために連邦農業庁（B L W）引き渡される。

IV 輸 入

- 7 輸入は、連邦獣医庁（B V E T）から生きたウマの検査を認められた税関を経てのみ行うことができる（国境獣医サービス及び検査権限を有する税関の一覧表参照のこと。通関記録 D 1 5 4）。

- 8 ickanarudonmou nuyuu o iu baai ni atte wa, tori kimerareta hito ni kyoukai juyaku no kensa o ukeru you ni suru. nuyuu shuyokusho, nabinibyuanchidai shuumeisho kabinikyokuken shuumeisho (dai rui koushou no koto) no ojijinaru ga, kyoukai juyaku ni teishi, nai shi wa teishu sarenaikenabaranai.
- 9 入国税関から到着地への輸送は、最短距離の経路で行われなければならない。動物保護の必要性を考慮しなければならないのである。

V 防疫条件

- 10 輸入を計画している動物の発送地において、及びその周囲 10 km において、発送以前 40 日以内にウマ種の動物によって伝染されるような病気、特にアフリカ馬疫、鼻疽、媾疫、馬伝染性貧血、ボルナ病及び馬伝染性子宮炎などが発生してはならない。
- 11 動物は健康でなければならず、特に伝染病にかかっているはず、運搬可能でなければならぬ。当該動物は国境を越える前、6 日以内に所轄の外国の獣医官により検査されていなければならない。
- 12 動物は、国境を越える前、30 日以内に馬伝染性貧血に対するスライド上の寒天平板における免疫拡散テスト（いわゆる、ゲル内沈降反応テスト）によって検査を受けていなければならない。証明書には、検査結果が陰性であることが証明され、かつ血液採取の日付、並びに検査機関が記載されていなければならない。
- 13 繁殖用雄馬（種馬）及び繁殖用雌馬は、発送の 30 日以内に、馬伝染性子宮炎の細菌学的検査の結果が陰性であることが検査されなければならない。
- 14 上述の第 10 項から第 13 項までに掲げた条件については、ヨーロッパ諸国（トルコ及びソビエト連邦を除く）、並びにオーストラリア及びニュージーランド産の動物については、これを満たすものとする。ただし、この動物が積み替えなしにヨーロッパの飛行場まで運ばれたものである場合に限る。次の掲げる諸国からの動物については、これらに加えてさらに次のような要件を満たしていなければならない。
 - 14.1 アルゼンチン、ブラジル、チリ、パラグアイ、ウルグアイ、メキシコ、アメリカ合衆国、カナダ及び日本からのウマ：
 - 発送地において、及びその周辺 50 km 以内において、6 ヶ月以内にウマの脳炎（全てのタイプ）及び水胞性口炎が発生していないことの確認をした旨の獣医官による証明；
 - 発送の前、30 日以内の馬伝染性子宮炎に対する培養検査（満 2 才以上の全ての雄馬及び雌馬）
 - ウマの脳炎（タイプ E E E 及び W E E、日本については、B 型日本脳炎）に対する不活化ワクチンを使用した、発送前、少なくとも 2 週間、最大で 6 ヶ月の間に行われた予防接種の証明。

VI 原産地証明書及び健康証明書

- 15 輸入を行う場合にあっては、最大でも国境を越える前、6日以内に、獣医官によって作成された原産地証明書及び健康証明書（付録87/61）が国境獣医に対して提出されなければならない。
- 16 この証明書は、3つのスイスにおいて使用している公用語、あるいは英語において作成されていなければならない。それ以外の言語を使用した証明書は、公的に承認された翻訳を添付しなければならない。

VII 輸入後の防疫警察上の賦課、検疫

- 17 ヨーロッパ諸国、並びにオーストラリア、ニュージーランド、アメリカ合衆国、カナダ及び日本からのウマの場合には検疫を行わない。
- 19 輸入許可証の中には、どのような検疫条件が存在し、かつ検疫においてどのような調査が繰り返されなければならないのか記載される。
- 20 州獣医は、検疫中に届出業務を有する病気が存在すると診断された場合にあっては、輸入業者の費用によって、賠償に対する請求権なく、当該動物をと殺するよう指示することができる。

VIII 運搬途中の一時的な輸入

- 22 ヨーロッパ外の諸国からのウマの一時的な輸入、ないしは再輸入については、連邦獣医庁（B V E T）に対して第5項 a)から e)に従った記載、並びに到着地の場合によっては滞在の期間を記載した申請書を提出するものとする。この申請書については、次の条件を適用するものとする。
 - 22.1 アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、メキシコ、アメリカ合衆国、カナダ、並びに日本からのウマ：
 - 付録（87/61）に従った獣医官による証明書（再輸入されたスイスのウマについては、ゲル内沈降反応は、12ヵ月以内に行われたものでよい）
 - 発送地において、及びその周辺50km以内において、6ヵ月以内にウマの脳炎（全てのタイプ）及び、水胞性口炎が発生していないことの獣医官による付加的証明。

IX 畜殺馬

- 23 畜殺馬は、国境から直接、到着地の畜殺場に運ばなければならない。畜殺は、連邦獣医庁からそのための許可を得ている畜殺施設の中でのみ行うことが許される。馬伝染性貧血に対する（ゲル内沈降反応テスト）血清学上の検査結果は、畜殺馬については陰性である必要はない（証明書87/61第IV/c項は、抹消することが許される）。

X 最終規定

24 輸入及びあらゆる場合の検疫と関連した全ての費用，特に検査に要した費用については，輸入業者の費用でこれを行う。

25 この条件は，1982年11月1日の輸入条件に代わるものである。当条件は，1987年9月1日より発効する。

87/61 スイス

ウマ種の動物の輸入のための原産地及び健康証明書

当証明書発効官庁（公獣医）

I 発送者の氏名及び住所

II 受領者の氏名及び住所
運搬車輛の番号

III ウマの確認事項

名称 品種
年齢 性別
色 き甲の高さ
特別な特徴

IV 保健衛生警察上の事項

署名者は、上記の動物が次に掲げる条件に該当していることを証明する；

a)

この動物は本日調査され、何ら伝染の可能性ある病気の臨床上の徴候も発見されなかった；

b) 発送地において、及びその周囲10kmにおいて、発送以前40日以内にウマ種の動物によって伝染されるような病気、特にアフリカ馬疫、鼻疽、媾疫、馬伝染性貧血、ボルナ病及び馬伝染性子宮炎などの発生が公的に確認されていない。

c) 動物は、発送の前、30日以内に馬伝染性貧血に対するスライド上の寒天平板における免疫拡散テスト（いわゆる、ゲル内沈降反応テスト）によって検査を受け陰性であること。

血液採取の日付：.....

検査期間：

V この証明書は、発行の日より計算して6日間有効である。運搬に6日以上必要とした場合には、この期間が延長されたものとみなされる。

場所

職務印

(仮訳)

拝啓

日本における過去5年間の馬の疾病の発生状況を受け取りました。この情報に基づき、日本からの馬の輸入条件を次のとおり設定いたしました。(第4章 獣医証明書「衛生情報」は、次のように書いてあります。)

- a. 当該動物は、本日私が検査した結果、伝染性疾病のいかなる徴候も認められなかったこと。
- b. 生産地及びその周囲10kmの範囲内では、出発前40日の間にアフリカ馬疫、鼻疽、媾疫、馬伝染性貧血、馬脳脊髄炎(ボルナ病)、及び馬伝染性子宮炎の発生報告がなかったこと。
- c. 当該動物の生産地及びその周囲50kmの範囲では、出発前6ヵ月の間に馬脳炎(すべてのタイプ)及び水泡性口炎の発生報告がなかったこと。
- d. 当該動物は、出発前30日の間に馬伝染性貧血についての血清学的検査を受け陰性であること。

採血年月日 _____

検査場所 _____

- e. 当該動物は、出発前30日の間に馬伝染性子宮炎についての培養検査を受け陰性であること。(2才以上の去勢していない雄馬(スタリオン)及び雌馬に限る。)
- f. 当該動物は、出発前15日から6ヵ月の間に日本脳炎のワクチン接種を受けていること。

一時的に輸入される競技用馬に付いては、e及びfは証明しなくてよい。

敬具

連邦獣医局長

Gafner

Ursprungs-und Gesundheitszeugnis für die Einfuhr
von Tieren der Pferdegattung

Certificat d'origine et de santé pour
l'importation d'animaux de l' espèce équine

versandland/Pays d'expédition.....

Ausstellende Behörde (amtlicher Tierarzt)

Autorité délivrant le certificat (vétérinaire officiel)

.....

I Name und Adress des Absenders

Nom et adresse de l'expéditeur

II Name und Adresse des Empfängers

Nom et adresse du destinataire

.....

Nummer des Transportfahrzeuges

Numéro d' immatriculation du véhicule

III Identifikation des Pferdes

Identification du cheval

Name/Nom Rasse/Race

Alter/Age Geschlecht/Sexe

Farbe/Robe Widerristhöhe

Hauteur du garrot

Besondere Abzeichen/Marques particulières

.....

IV Sanitätspolizeiliche Angaben

Der Unterzeichnete bescheinigt dass das oben bezeichnete Tier den folgenden Bedingungen entspricht:

a) Es ist heute untersucht worden und weist keine klinischen Anzeichen einer übertragbaren Krankheit auf;

b) Am Herkunftsort sowie in dessen Umkreis von 10 km sind während 40 Tagen vor dem Versand auf Tiere der Pferdegattung übertragbare Krankheiten, insbesondere Pferdepest, Rotz, Beschälseuche, Infektiöse Aneamie, Borna'sche Krankheit und kontagiöse equine Metritis (CEM) amtlich nicht festgestellt worden.

c) Das Tier wurde innerhalb von 30 Tagen vor dem Versand im Agargel-Immunodiffusion test (Cogginstest) mit negativem Befund auf die Infektiöse Anaemie untersucht.

Datum der Blutentnahme

Untersuchungsinstitut:

V Diese Bescheinigung ist vom Tage der Ausstellung an gerchnet 6 Tage gültig; sie gilt als verlängert, wenn die Beförderung mehr als 6 Tage dauert.

Ort/Lieu

Dienststempel/Sceau Officiel

_____ . _____ . _____ . _____

VI Renseignements sanitaires

Le soussigné certifie que l'animal spécifié ci-avant répond aux conditions suivantes:

- a) Il a été examiné aujourd'hui et ne montre pas de symptomes cliniques d'une maladie contagieuse;
- b) Au lieu de provenance et dans un rayon de 10 km, il n'a pas été constaté officiellement, pendant les 40 jours précédant l'expédition, de maladies transmissibles aux solipèdes, en particulier la peste équine, la morve, la dourine, l'anémie infectieuse, la maladie de Borna et la métrite contagieuse équine (CEM).
- c) Dans les 30 jours précédant l'expédition, l'animal a été examiné par le test d'immunodiffusion en gélose (test de Coggins) avec résultat négatif quant à l'anémie infectieuse.

Date de la prise de sang:

Laboratoire d'examen:

VII Ce certificat a une validité de 6 jours à partir de la date d'établissement; elle est automatiquement prolongée si le transport nécessite une durée supérieure à 6 jours.

Datum/Date

Der amtliche Tierarzt/Le vétérinaire officiel

[APPENDIX]

Animal Health Division
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries
Tokyo, 100, Japan

Importation of horses from Japan

Dear Sirs

Thanks for your information relating to the prevalence of horse diseases in Japan during the past five years. Based on these indications, we have fixed the import conditions for horses from Japan as follows (chapter IV "Sanitary information" of veterinary certificate shall read):

- a. The animal has today been examined by me; it did not show any sign of infectious disease.
- b. During 40 days before despatch, cases of African horse sickness, Glanders, Dourine, Equine Infectious Anemia (EIA), Equine meningo-encephalitis (Borna disease) and Contagious Equine Metritis (CEM) have not been recorded at the place of origin and in its surroundings of 10 km.
- c. During six months before despatch, cases of Equine encephalitis (all types) and Vesicular stomatitis have not been recorded at the place of origin of the animal and in its surroundings of 50 km.
- d. The animal has been submitted, within 30 days before despatch, to a serological test for EIA with negative result

Date of blood sampling:.....

Diagnostic Laboratory:

- e. The animal has been submitted, with negative result, to a cultural test for CEM within 30 days before despatch (only stallions and mares over 2 years of age).
- f. The animal has been vaccinated, at least 15 days but not more than 6 months before despatch, against Japanese encephalitis.

Items e) and f) need not to be confirmed for competition horses on temporary importation.

Sincerely yours,
FEDERAL VETERINARY
OFFICE The Director

Enclosure:

Import conditions of June 15, 1987.

(87/41)

Prof. Gafner